

令和元年10月1日

発 言 者	発 言 要 旨
原田委員	平成29年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、有害使用済機器の保管等の届出制度が創設された。現在、何社が届出をしているのか。
廃棄物対策主幹	6業者が届出をしている。
原田委員	環境省から令和元年5月20日付けで、廃棄物に係る排出者責任の徹底について通知が出されているが、県としてどのように対応しているのか。
廃棄物対策主幹	不用品回収業者等による無料回収を安易に利用することが廃棄物の不適正処理につながることから、県民や事業者に対し、許可等を取っていない不用品回収業者に引き渡さず、家電リサイクル法等の適正なリサイクルルートに乗せるよう、ホームページや広報誌等により啓発している。
原田委員	排出者から廃棄物を引き取り、マニフェストを交付しているものの、県外の業者に横流しし、その県外業者が不法投棄しているとの情報があり、村山総合支庁環境課へ相談に行った人もいると聞いた。その事実を把握しているか。届出事業者や排出者に対し、追跡調査するなど、不適正な処理がされないよう取り組んでほしい。
廃棄物対策主幹	産業廃棄物の処理を委託する際は、マニフェストの交付が必要である。村山総合支庁の事案は把握していないが、虚偽のマニフェスト作成の疑いがあり、もし事実であれば廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則が適用される。
原田委員	本県のひきこもり対策へのアウトリーチ（訪問支援）の状況はどうか。
障がい福祉課長	各保健所のほか、子育て推進部が設置している県内6か所の若者相談支援拠点のうち5か所でもアウトリーチを実施している。この他、数か所の民間団体がアウトリーチを実施している。なお、各保健所におけるアウトリーチ件数は、平成30年度で81件である。
原田委員	国では、就職氷河期世代のひきこもりを対象としたアウトリーチに注力しようとしているが、それに合わせた県の施策展開はどうか。
障がい福祉課長	ひきこもりの段階に応じた支援が重要と考える。部屋や家から出られない1番重い段階であれば、家族に対する支援または状況に応じて医療的な支援につなげたい。その後外出はできるが、就労できないという段階では、集団の中で徐々に生活を整え、就職につなげたい。最終的には、地域若者サポートステーションで職場体験を行いながら就労につなげるなど、各段階に応じて支援していく。
原田委員	委員会で現地調査を行った佐賀県のNPO法人では、県の地域若者サポートステーションだけでなく、佐賀市の生活困窮者支援事業や労働局の事業も受託し、幅広く事業を行っている。ここに行けばどんな相談も応じて

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>もらえるというワンストップ型のサービスが行われているが、本県の場合、事業毎に実施機関が異なるため、支援が細切れのような印象を受ける。また、佐賀県の場合は、相談者に関する基礎情報は、各機関共通の申込書が用いられるなど、一括した支援体制が構築されている。本県のワンストップサービスに係る今後の対応方針はどうか。</p> <p>段階に応じて支援の内容が異なることから、それに伴ってそれぞれ事業を実施しているのが現状だが、結果として、複数事業を受託している団体もある。県では、まずひきこもり相談に関する入り口として、自立センター「巣立ち」に窓口を設け、相談を受け適切な機関につなげている。「巣立ち」は、山形県精神保健福祉センター内に設けられた機関であるため、相談だけでなく、精神的な医療やデイケアのようなサービスも一部行っている。就職に係る相談の場合は、労働局につなげるなど適切に対応している。このように一元的な相談窓口を設けるとともに幅広い観点から様々な支援を行っている団体や市町村、教育関係者も含めた連絡会議を作り、情報共有や情報交換を行っている。</p>
原田委員	<p>段階が違うので、それぞれ支援機関が異なるとのことだが、この佐賀県のNPOはすべての段階に対応している。例えば、生活困窮者の自立支援事業を行っている建物と同じ場所で地域若者サポートステーションの取り組みを実施しているほか、子どもの居場所や相談窓口も同じ建物にあり、ワンストップサービスになっている。本県もできるところからワンストップサービスの取り組みを進めてほしい。</p>
関委員	<p>民間も含めて本県が実施しているひきこもり支援の総数はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>保健所が実施する相談件数や訪問件数は把握しているが、様々なところで重層的に支援を行っているため、総数は把握していない。</p>
関委員	<p>様々なところで支援をしているからこそ支援の全体像を把握する必要があるのではないか。関係部局と連携し一体となった支援のあり方を検討してほしい。</p>
障がい福祉課長	<p>子育て推進部、健康福祉部、商工労働部、教育庁など、所管が分かれているため、連絡会議を設けて情報交換や情報共有を行っている。また、支援の総数の把握は、重複している部分もあり、どこまで正確にできるかはわからないが、一つの視点として検討したい。</p>
原田委員	<p>児童自立支援施設である県立朝日学園の入所状況及び入所児童の近年の傾向はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>入所児童は、直近10年間で平均10人前後である。入所事由の傾向は、これまで多かった非行に加え、児童虐待等の家庭環境によるものや発達障がいにより周囲との関係性に困難を有し集団行動に馴染めないなど、対人関係や心理的な課題を抱える児童が増加している。これにより、心理療法等の個別かつ専門的な対応が必要になってきている。</p>
原田委員	<p>今般、朝日学園の施設整備に向けた検討がされているが、児童の入所事</p>

発 言 者	発 言 要 旨
子ども家庭課長	<p>由が変化していることを踏まえ、朝日学園の在り方についても検討していくべきと考える。以前より需要が少なくなっている児童自立支援施設を再度建て替えるのではなく、心理的、環境的に不適応を示している子どもとその家族を援助の対象としている児童心理治療施設を設けることが現在の需要に合うのではないか。</p> <p>児童福祉法及び児童福祉法施行令により、国・都道府県・政令指定都市は、児童自立支援施設が必置であるため、無くすことはできない。しかし、従来からの入所事由である非行は減少し、心理的な課題を抱える児童が多くなっており、昨年度、外部委員も含めた朝日学園の基本構想検討の中で、今後の朝日学園のあるべき姿として、入所事由の変化に対応できる施設にすべきという意見や心理療法等の支援機能や個別対応指導の充実を図るべきという意見があった。この基本構想を踏まえて、現在の需要にも対応できる施設を整備していきたい。</p>
子育て推進部長	<p>朝日学園は、明治初期に制定された感化法により感化院として設置されたのが始まりで、昭和22年制定の児童福祉法で教護院となった。以降、非行少年の保護や更生を図る施設としての役割を担ってきたが、平成9年の児童福祉法改正により、10年度から児童自立支援施設として、他施設で対応が困難な生活指導を要する児童も受け入れる施設に位置づけられた。近年は、非行対応件数が減る一方、家庭環境等による児童が増えてきており、こうした児童の自立を促す施設として重要な役割を果たしている。</p>
原田委員	<p>法律上の必置機関であることは理解したが、懸念しているのはスタッフの充実である。平成30年の社会的養護施設第三者評価を見ると、有資格者として、社会福祉士1名と臨床心理士1名の配置となっているが、それぞれ1名ずつの資格を持った職員の配置だけで近年増加している虐待や心理的な問題に対して対応できるのか。精神保健福祉士や公認心理師等の専門職を充実させてほしい。</p>
子ども家庭課長	<p>現状として、心理療法を専任で行う職員がいないほか、適切な専用の部屋もなく、体制や設備には課題がある。来年度にかけて策定する整備基本計画の中には、心理的な支援の機能充実についても盛り込んでいきたい。</p>
遠藤(和)委員	<p>厚生労働省が、公立病院等の再編・統合に係る対象病院を公表したが、県の受け止めはどうか。</p>
地域医療対策課長	<p>病床機能報告制度に基づき、各病院は厚生労働省に診療報酬データを送付している。厚生労働省は、そのデータを分析し、対象となる病院について議論されてきたものと認識している。今後の県内における再編・統合の議論について、関係団体と協議を進めながら丁寧に対応していきたい。</p>
遠藤(和)委員	<p>実際に公表された病院の地域住民は不安を抱えていると思うが、不安解消に向けた今後の取組みはどうか。</p>
地域医療対策課長	<p>厚生労働省からの通知等がなく、新聞報道等で承知しているだけだが、今後の論点等の詳細な通知が国から示されるとのことである。それを受けて、各地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）で今後の方向</p>

発 言 者	発 言 要 旨
遠藤(和)委員	性について議論していきたい。
遠藤(和)委員	厚生労働省からの要請事項として、医療機関が再編・統合を行う場合は令和2年9月まで、再編・統合を行わない場合は2年3月までに、調整会議の合意を得ることとされているが、期限まで間に合うのか。また、期限まで合意を得られない場合に罰則等はあるのか。
地域医療対策課長	厚生労働省からの情報がないため、まずは情報収集を行うが、罰則については聞いていない。
遠藤(和)委員	県は、再編・統合を推進するのか、それとも病床の転換や機能転換を推進するのか、どのような立場なのか。
地域医療対策課長	地域の実情について、関係機関で十分協議してもらい、方向性を出していきたいと考えている。また、厚生労働省では今後必要な支援を講じるとしていることから、県としても支援を要すると判断すれば国にも要望していきたい。
関委員	対象となった病院は、病院の一部機能が対象となっているのではなく、病院全体が対象であるという理解で良いか。
地域医療対策課長	あくまでも今あるデータに基づき示されているもので、関係機関のデータや各地域の事情等は加味されていないものと認識している。議論では、その辺りも考慮する必要があると考えている。
関委員	分析に用いられたデータの時点はいつか。
地域医療対策課長	平成29年7月の病床機能報告に基づくデータを用いている。救急搬送は1年間の実績である。
関委員	国が求める医療ニーズだけではなく、県の実情を踏まえたニーズもしっかりと提言してほしい。
地域医療対策課長	議論を重ねながら、必要なものは要望していきたい。
小松副委員長	今回対象とされた病院や各市町村の受け止めはどうか。
地域医療対策課長	急な発表で困惑しているようである。市町村や関係機関と情報共有を図っていきたい。
小松副委員長	今回の厚生労働省の公表を契機に、継続した地域医療提供体制についてしっかり議論すべきである。その中では、山形県地域医療構想が重要になると考えており、県も指導體制を整えるものと考えているが、今後の指導についてどのように考えるのか。
地域医療対策課長	山形県地域医療構想の中でも、各医療機関の役割や必要な病床数等について各地域で議論してもらおう予定である。

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	各病院はそれぞれ独立しているので、今後の方針は尊重していくことになると思うが、二次医療圏の中でそれらを調整していく必要があると思う。分析に用いたデータの年次から2年経過しており、環境が変化しているため、環境変化も十分踏まえて対応してほしい。そのためにも各市町村の受け止めや今後の方向性についてしっかりと把握してほしい。また、対象になった理由を聞き取らなければ対策も検討できないと考えるため、国から聞き取りを行ってほしい。
地域医療対策課長	今回の分析対象は急性期病床を持つ病院であるが、これが理解されていないところもあるようだ。選定経緯等について国から情報収集し、対象になった病院等と共有するとともに病院や市町村からも意見を聞きたい。
小松副委員長	県立河北病院も対象だが、既に策定されている経営健全化計画に与える影響はどうか。
県立病院課長	病床機能の見直しを含めた経営健全化計画を策定しているため、この計画に沿って検討を進めていきたい。
小松副委員長	厚生労働省の要請として、再編・統合に関して調整会議で合意を得る期限が示されているが、病院事業局ではどのように考えるか。
県立病院課長	具体的な検証方法やスケジュールが示されていないため、情報収集を行いながら対応を検討したい。
医療統括監	平成27年に、総務省が各地方公共団体に対し公立病院改革プラン策定を要請したことを受け、各地方公共団体は令和2年度までの公立病院改革プランを策定しており、3年度からは新たな公立病院改革プランを策定することになる。今回、厚生労働省からは、再編・統合の実施の可否に係る同意について期限を設けているが、3年度からの新たな公立病院改革プランに間に合わせるべく、この期限が設けられている。
遠藤(和)委員	エネルギー開発は、地域特性を踏まえることが重要である。本県は温泉資源が豊富だが、温泉熱を利用したバイナリー発電の取組みはどうか。
エネルギー政策推進課長	バイナリー発電とは、高温の温泉水を用いて低温で沸騰する媒体を蒸発させタービンを回す発電方式だが、本県では、平成27年度から小野川温泉で山形大学が主体となって出力が3kwと小規模な実証事業を行っている。事業採算性を確保するには、一般的に温度90℃以上で豊富な湯量が必要とされているが、本県にはそうした温泉が少なく、あまり進んでいない。
遠藤(和)委員	技術革新により、媒体の沸点は低くなってきており、発電装置もユニット化し販売されている。このため、高額な投資は不要となった。島根県では、すべての温泉の温度を調査し、バイナリー発電可能な温泉は3%とのデータを出した。本県でもそうした調査は行っているのか。
エネルギー政策推進課長	温泉を所管する部署で源泉温度のデータは持っているが、温度・湯量という物理的な問題のほか、温泉組合が温泉の枯渇について不安視したり、体力がないこと等であまり事業に意欲的でない。

発 言 者	発 言 要 旨
遠藤(和)委員	<p>最近、低温でも効率的に発電できるモジュール化された発電装置を開発した事業者から、県内の適地を紹介してほしいと依頼を受けたところであり、県としても事業者に情報提供し、事業化に結び付くよう助言をしたい。</p>
遠藤(和)委員	<p>ぜひ普及に努めてほしいが、現在の県の取組状況はどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>バイナリー発電に限らず、再生可能エネルギーの事業化に当たっては商工業振興資金の融資制度があるほか、利子補助もしている。</p>
遠藤(和)委員	<p>千葉県で発生した長期間停電の教訓として、エネルギーの分散化が有効と考える。沖縄県宮古島では、各家庭が太陽光で発電してエコキュートで湯を沸かし、蓄電池や電気自動車に蓄電する取組みを全島挙げて行っているが、本県ではどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>昨年、北海道胆振東部地震による大規模停電が発生したことを踏まえ、本県では、災害対策として分散型エネルギーの導入拡大を重要な課題と位置付け、太陽光発電装置と同時に導入する蓄電池に対し、補助を拡大している。補助単価8万円/kwh、補助率3分の1、補助上限40万円と全国的にも手厚い内容である。今年度は9月末で39件の補助実績があり、申請まで含めると54件、相談は110件を超えており、県民の関心は高い。</p>
遠藤(和)委員	<p>最近是非常用の自家発電機もガス発電方式の装置があり、経年劣化する石油による発電方式より有用と考える。庁舎や避難所等での最新装置の導入計画はどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>県では、平成24年度から27年度にかけて国のグリーンニューディール基金を活用し、県・市町村の庁舎やコミュニティセンター等の施設に太陽光発電と蓄電池を整備した。なお、県内の県庁舎には最新装置ではないが非常用の自家発電設備は整備されていると承知している。</p>